

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット2018年11月13日 第105号
 TEL592-5000 fax 571-4346
 803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
 URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

“野党は共闘”の声を高めよう！ 11.3野党と市民の対話集会に127名が参加

11月3日(土)憲法が公布されて72年になるこの日、14時から小倉北区のムーブ5階で開かれた「11・3 野党と市民の対話集会」(北九州平和ネット主催)に127名が参加しました。

参加政党は社民党と日本共産党の二党でした。立憲民主党、国民民主党からは、連帯のメッセージが寄せられ、地域政党である「福岡ネットワーク」の讚井北九州市議が挨拶しました。

集会は、冒頭、参加した、二つの政党からアベ改憲に対する姿勢と野党共闘への思いを述べてもらうことから始まりました。

日本共産党の真島省三元衆議からは「アベの政治は、沖縄で、知事選挙をはじめ、選挙は連敗を続けており、沖縄県民の意思は、アベの政治を拒否した。この勝利の教訓をもとに、心ひとつに、お互いをリスペクト(尊敬)しながら、共闘をしていけば、勝てることが明らかになった。アベ改憲 NO! 3000万人署名を成功させよう。憲法を政治に生かすことで、5つの提案(安保、軍縮、日米地位協定、消費税、原発ゼロ)をしている。」との発言がありました。

続いて、社民党佐々木県議(田川市選出)からは、「野党共闘の大切さは十分に判っている。朝鮮半島の政治情勢の激変に対応して、共闘をさらに強めたい。民主党政権での失敗も教訓に、

今の政権を倒せる様に共闘を強めたい。福岡県議会の中でも、共産党排除の悪しき慣例をうち破るための動きもしており、共闘の行動をとってきている。これを国会でも展開していきたい。野党共闘は、市民連合など、市民の力が求心力となる。」と述べていました。

次に会場からの質問に移り、最初に二つの質問が平和ネットから出されました。①

「野党共闘でできる連合政権の考え方」、②「野党共闘の経済政策について」です。最後に、参加された一般の方からの質問もありました。

日本共産党・真島氏は「本格的な連合政権、それまでの当面する課題での共闘の政権など様々な段階での共闘に対応できる準備はできている。現在の共闘でも、2017年以降、野党共闘の共同提出法案は20本ある。[原発ゼロ法案など]。野党の協議会や合同ヒヤリングを118回してきた。今後も、野党共闘の経済政策分野での共同できる政策を作る。」社民党・佐々木氏は「安保法廃止などでは一致しており、議論を重ねることで共同政策の枠組みができる。共闘できる分野は沢山ある。」と語っていました。

参加された方は「こんな集会在待たれていた。今後も続けていってほしい」と感想を述べていました。

渡辺治憲法講演会「安倍9条改憲の危険性と、発議阻止に向けた闘い」—DVD見る会をします。12月22日(土)14時 於市立生涯学習総合センターA会議室

北九州憲法ネットは、「連続市民憲法講座」の一環として、12月22日に、DVDによる渡辺治氏の憲法講演会を視聴します。これは、2018年7月29日に憲法会議が主催したもので、現在の憲法をめぐる情勢と闘いの方向を示す教材として優れたものと考えます。是非、ご参加ください。

憲法随想

これからの自己情報について

小倉南法律事務所弁護士 末安陸斗

1 今日、SNS等で自己の情報を気軽に発信することができるようになりました。それに伴い、インターネット上では、様々な私人の情報が溢れています。このような中、憲法上の権利として認め

2 そもそも、プライバシーの権利とは何なのか。最高裁判例として憲法上の権利として初めて認められたのは、1964年(昭和39年)の『宴のあと事件』です。これは、三島由紀夫の小説『宴のあと』が、そのモデルとなった政治家のプライバシー権を侵害するか争いになりました。そして、第1審では、プライバシー権を「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と定義し、結果的にも政治家側の損害賠償請求が認められました。この時、憲法上の位置づけとしては、13条に規定されている「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利」いわゆる幸福追求権を根拠としています。

3 そして、現代では、さらに情報通信技術は発達し、ツイッターやフェイスブックなどのSNSはとも流行しており、政治家もその多くが使用しており、必須のものとなってきています。アメリカのトランプ大統領は、ツイッター戦略といわれるくらいツイッターを用いて自身の発言を拡散しています。SNSは、マスコミを通さずに自身の意見を直接広めることができ、若者の多くも利用していることから、若者の目にもとまるというメリットがあります。私の多くの友人もSNSを利用しており、その中で、多くの情報を収受し、また発信しております。ただ、その一方で一度発信した情報は、

4 このような中、一度発信した情報がいつまでもネット上に残り続けることは非常に危険だと思います。

この対策として、まずは、自己の重要な情報を安易に開示しないことが大事だと思います。SNSは気軽に発言できることが良い面ではありますが、一人一人がその危険性についても十分に理解する必要があります。特に、未成年者に対して

られているプライバシーの権利がどのように変化をしたのか、また、今後どのように考えるべきなのか、思いつくままに書いてみます。

この判決は、約50年以上も前になります。その当時は、SNS等の文化もなく、私人は、情報の受け手となる一面が大きかったと思います。

その後、情報通信技術の発展と共に、プライバシー権についても単に「知られない権利」というのではなく自己の情報をコントロールするための権利であるという議論がされてきました。これはプライバシーの保護を公権力に対して積極的に請求するという請求権的な側面を重視していく考え方です。個人情報行政機関によって集中していくにつれて、個人が自己情報を自らコントロールするために、行政機関に対して訂正、抹消等を認められる必要があるためです。

インターネット上で生き続けるというデメリットもあります。

若気の至りで自己の重要な情報を発信してきたことが、後になって取り返しのつかないものになる可能性もあります。たとえば、その情報を就職活動の際に企業の採用担当者が知った場合、それをマイナスのものとして考慮されることもあるかもしれません。また、自分の情報以外にも、他人の重要な秘密をSNSで拡散することも簡単にできます。さらに、特定の友人にだけ開示したはずの情報を誤って多数人に公開してしまうこともあります。

は、親権者や私たち大人がきちんと説明をするべきだと思います。

また、自己情報をコントロールするためには、情報を適切に管理、処理できるような環境が大切になります。現在では、個人情報保護法にて、「本人の同意を得ないで要配慮情報を取得してはならない」(同法17条2項)と規定されておりますが、それ自体が要配慮情報でなくとも、情報の

蓄積によって、要配慮情報に繋がることが考えられます。

今後、プライバシーの権利は、自己の情報を適切に管理、処理できる権利と捉え、安心して表現ができる環境にしなければなりません。

そして、自己情報の管理はより複雑になることが考えられるため、信用できる機関が、情報を集

約して管理するということもありえるかもしれません。

さらなる情報通信技術が発達することが考えられる今日、プライバシーの権利を再検討し、自己の情報を真にコントロールできるための制度構築を考えなければならないと改めて思いました。

あんなことコンナコト

台風25号と行橋～別府100キロウオーク

今年20回目の100キロウオーク。全国から7000人に及び応募、抽選で4500人が参加資格を得る。が今回は度重なる台風の襲来。参加者も主催者も台風25号の進路にヒヤヒヤのしどろしどろ。ついに前々日台風の影響は避けられずと「中止」決定が発表された。北海道等遠来の参加者は宿泊等予約済みのはず。20回の大会で初めての中止決定に主催者も頭を痛めたことは十分理解できるも、天の恵みは与えられず残念でした。

小生の後輩は、翌日小倉から宇佐まで JRで行き、そこからゴール別府まで歩いたとの事。その際自分一人かと思ったがバカはいる

もので40人ぐらいのウオーカーが宇佐～別府まで歩いていましたと電話が。事務局中嶋洋一(折尾9条の会ニュースNo.158 2018年10月発行から)



写真は2017年第19回100キロウオーク

自民党がすべての小選挙区に改憲推進本部

今度は3権分立の原則に挑戦

安倍首相は10月24日、臨時国会冒頭の施政方針演説で、次のように改憲論議のあり方について言及しました。いよいよ3権分立の立憲主義の原則も無視して9条改憲に向けた暴走を加速させる構えです。

× × × × × ×

まさに歴史の転換点にあって、平成の、その先の時代に向かって、日本の新たな国づくりを、皆さん、共に、進めていこうではありませんか。

国の理想を語るのは憲法です。憲法審査会において、政党が具体的な改正案を示すことで、国民の皆様の理解を深める努力を重ねていく。そうした中から、与党、野党という立場を超え、できるだけ幅広い合意が得られると確信しています。

民間団体による連絡会議設立も

自民党の下村弘文憲法改正推進本部長は26日、記者団に全国289の衆院小選挙区に憲法改正推進本部を設置する考えを明らかにしました。山口泰明組織運動本部長と連名で、年内の設置を文書で要請するとしています。

要請文書には自民党がまとめた自衛隊明記など4項目の改憲案についての理解を広めるため支部ごとに研修会を開くことや、世論を喚起するため民間団体との連絡会議の設置などが盛り込まれています。

本格的に改憲のための国民運動を展開する構えです。(九条の会ニュース第322号 2018年11月1日から)

「九条の会」メルマガ詳細版

2018年10月25日 第289号

編集後記～臨時国会が始まった

安倍首相は所信表明演説で、「憲法審査会において、政党が具体的な改正案を示」そう、と訴え、改憲論議の推進を強調した。これが首相のいうことか。こんな99条違反の首相を担ぐ与党の憲法審開催要求など、受け入れてはならない。10月24日の臨時国会開会日に正午から議員会館前で「自民党改憲案国会提出反対！辺野古新基地建設は断念を！共謀罪法廃止！10・24臨時国会開会日行動」がひらかれ、1200名の市民が結集し、怒りの声を上げた。全国の皆さん、安倍9条改憲NO！の3000万署名、全力でがんばりましょう。(T)

カンパありがとうございます。そして、お願い！

当会は、一貫して、憲法及び9条を学び、守り発展させるため、学習会や講演会、署名活動、街頭宣伝などの諸活動を行ってきました。ニュースの発行は、90号になりました。毎回700人の方にニュースをお送りしたり、手渡ししたりしています。その費用は、当会は会費がないのですべてカンパで賄っています。安倍政権の憲法破壊、立憲主義無視の暴走を阻止する戦いは山場です。しかし、当会の活動資金が枯渇しています。皆さんの力で当会の活動を支えてください。

振替番号：01700-8-115768 名 義：「九条の会・北九州憲法ネット」

カンパ 9月 中川紘子 佐多道人 佐多道人 小野恂一郎 小野文子 鳥居淑子 竹中労 山本和也 勝元紀 勝野禎二 小沢和秋 川原謙誠 小泉孝 玉井史太郎 三輪俊和 三輪幸子 野瀬秀洋 吉田素子 **10月** 宮下寛 山下親 山田茂 桑田勲二 小倉総合法律事務所荒牧啓二 勝木多美 江口佳朗 江口道子 福蘭輝三夫 上田義彦 上田秀子 安藤昭雄 中村訓八 横井和江 渡辺末子 勝木多美 後藤篤子 玉井史太郎 原野武 山本知恵子 **11月** 有馬正夫 **メッセージ**

●がんばりましょう 9/25 K. Y ●カンパ 9/27 T. K ●いつも通り会費のつもりで送ります無 9/27 K. O ●憲法第9条を守るのは、日本人の大切な義務である 9/28 H. T ●カンパ代 10/2 S. Y ●第4次安倍内閣が発足。改憲派議員ガズリ配置されています。改憲阻止の闘いをともに頑張りましょう 10/4 K. H ●少し涼しくなりました。共に頑張りましょう！ 10/15 S. W ●オール沖縄に学びオール日本を実現させよう 10/30 H. T ●いつまでも、平和を！！ 11/1 M. A

北九州憲法共同センターが12月1日 第5回総会を開催！

記念講演は、五十嵐仁氏

演題は「9条改憲阻止と安倍政権
打倒にむけての展望」
多数の参加を！！

2018年北九州憲法共同センター第5回総会

市民と野党の共闘の力で、
安倍9条改憲発議を阻止しよう

記念講演 「9条改憲阻止と安倍政権打倒にむけての展望」
講師 五十嵐仁氏 (法政大学名誉教授、全国革新代表世話人)

12月1日(土)

14時～16時30分
レインボープラザ地下1階
八幡東区中央2-1-1(八幡東区役所隣)



2017年11・3安倍9条改憲NO!北九州市民集会
北九州憲法共同センター総会開会を30分程度行い、引き続き記念講演を行います。



五十嵐仁 (いげらに じん) 1951年、新潟県生まれ。法政大学名誉教授、同大学大原社会問題研究所所長などを歴任。専門は政治学、労働関係。著書に『改憲 改憲後一歩を阻止するために』(学芸の友社)など。

資料代500円

主催：戦争する国づくりストップ！憲法を守り、いかに北九州共同センター
連絡先 北九州憲法共同センター (担当：野瀬) TEL: 090-3418-5773
北九州市小倉北区黄金町1-4-9-207(北九州地区労連内)